

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 福 祉 課
○長崎県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	〃
◎ 告 示	
○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正（2件）	福 祉 保 健 課
・都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）	水 環 境 対 策 課
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正	農 政 課
・畜舎建築利用計画の認定	畜 産 課
・保安林の指定	林 政 課
・車両制限令に基づく道路の指定	道 路 維 持 課
・道路の区域変更	〃
・道路の供用開始（3件）	〃
・公有水面埋立ての竣功認可	港 湾 課
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
・一般競争入札の参加者の資格等	監 査 事 務 局
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	〃
・換地処分	農 村 整 備 課
・測量の終了	建 設 企 画 課
・測量の実施	〃
・開発行為に関する工事完了	都 市 政 策 課
・土地区画整理事業の換地処分	住 宅 課
・一般競争入札の実施	監 査 事 務 局
◎ 教 育 委 員 会 規 則	
○長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則	総 務 課
○長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	特 別 支 援 教 育 課
◎ 教 育 委 員 会 訓 令	
○長崎県教育委員会公印規程の一部改正	総 務 課
○長崎県立学校公印規程の一部改正	〃
○長崎県教育委員会広報事務取扱規程の一部改正	〃

<p>り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>(従業者の基準)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>(従業者の基準)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p>	<p>(従業者の基準)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(従業者の基準)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第15号

長崎県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

長崎県身体障害者福祉法施行細則（平成15年長崎県規則第13号の3）を次のように改正する。

様式第4号身体障害者診断書・意見書の様式を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

身体障害者診断書・意見書（ 障害用）

氏 名		生年 月日	年 月 日	男・女
住 所				
① 障害名（部位を明記）				
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）		
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日 ・場 所				
④ 参考となる経過・現症（エックス線及び検査所見を含む。）				
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日				
⑤ 総合所見				
[将来再認定 要・不要] [再認定の時期 1年後 ・ 3年後 ・ 5年後]				
⑥ その他参考となる合併症状				
上記のとおり診断する。併せて下記の意見を付す。				
年 月 日				
病院又は診療所の名称 所 在 地 電 話 番 号 診療担当科名 科 15条指定医師氏名				
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入]				
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する （ 級相当） ・該当しない				
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会等から改めてお問い合わせする場合があります。				

様式第4号身体障害者診断書・意見書の様式の次に次の1様式を加える。

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）

氏 名		生年 月 日		年 月 日	男・女
住 所					
① 障害名（部位を明示して記載）					
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）			
③ 疾病・外傷発生日 年 月 日 ・ 場 所					
④ 参考となる経過・現症（エックス線及び検査所見を含む。）					
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日 人工関節等置換術（ 有 ・ 無 ）： 年 月 日施行・予定					
⑤ 総合所見					
[将来再認定 要・不要] [再認定の時期 1年後 ・ 3年後 ・ 5年後]					
⑥ その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて下記の意見を付す。					
年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 電 話 番 号 診療担当科名 科 15条指定医師氏名					
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入]					
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当)		内 訳	上肢 右 級 左 級		
・該当しない ※同一疾患の場合、下肢と体幹の同時認定はできません			下肢 右 級 左 級	両側 級	
			体幹 級		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会等から改めてお問い合わせする場合があります。					

様式第4号肢体不自由の状況及び所見の様式を次のように改める。

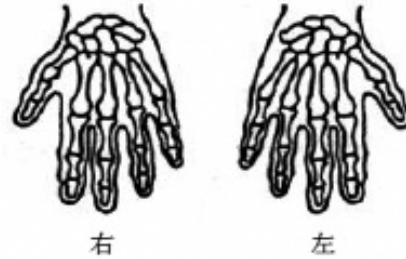
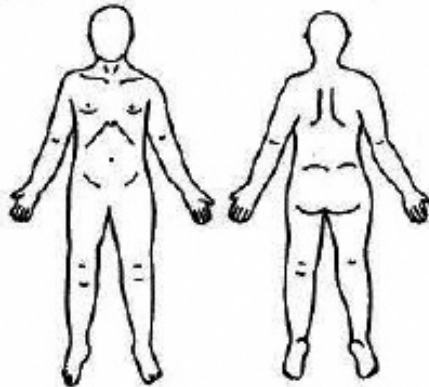
肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○でかこみ、下記空欄に追加所見記入）

- 1. 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2. 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3. 起因部位：脳・脊髄性・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4. 排尿・排便機能障害：なし・あり
- 5. 形態異常：なし・あり

[]

参考図示



右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 kg	

× 変形 ■ 切断 ▨ 感覚障害 ≡ 運動障害

切断・離断の場合（該当項目に○を）

切断部位	上腕・前腕		上腕・前腕	
	注： 上腕は腋窩より、 大腿は坐骨結節 の高さより計測	1/2(以上・未満)切断	1/2(以上・未満)切断	1/2(以上・未満)切断
	右	離断関節：	左	離断関節：
		大腿・下腿		大腿・下腿
		1/2(以上・未満)切断		1/2(以上・未満)切断
		離断関節：		離断関節：

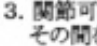
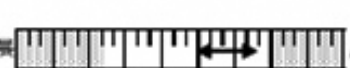
*手指の欠損については切断部位を図に明記下さい。
身体障害者福祉法ではおや指は指骨間関節以上、その他の指は第一指骨間関節以上を欠いたときに欠損とみなします。

（計測法）

上肢長：肩峰 → 橈骨茎状突起
下肢長：上前腸骨棘 → (脛骨) 内果
上腕周径：最大周径
前腕周径：最大周径
大腿周径：膝蓋骨上縁上 10 cm の周径
(小児等の場合は別記)
下腿周径：最大周径

動作・活動（自立：○ 半介助又は一部自立：△ 全介助又は不能：×を記入）		右	左
寝返りする			二階まで階段を上る（手すり、杖、松葉杖、装具）
足を投げ出して座る（背もたれ、その他〔 〕）			二階から階段を下る（手すり、杖、松葉杖、装具）
正座	あぐら	横座り	字を書く：利き手〔右・左〕
背もたれのある椅子に腰掛ける *座位保持時間（10分以上・ 分程度）			箸で食事をする（スプーン、自助具） コップを持って水を飲む
椅子から立ち上がる（手すり、杖、その他〔 〕）			歯を磨く
起立位を保つ（手すり、壁、杖、松葉杖、装具） *起立位保持時間（30分以上・ 分程度）			顔を洗いタオルで拭く タオルを絞る
家の中の移動（手すり、壁、杖、松葉杖、装具、車いす）			背中を洗う
家の周辺の移動（杖、松葉杖、装具、車いす） *歩行距離（1km以上・ m程度）			シャツを着て脱ぐ〔ボタン：可・不可〕 ズボンをはいて脱ぐ（自助具、その他〔 〕）
バスなど公共の乗り物の利用			排泄の後処理をする

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので〔 〕の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT) (この表は必要な障害のある部分を記入)					
筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()	筋力テスト()
() 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈()	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	() 左屈	() 右屈()
() 前屈		後屈()		() 左屈	() 右屈()
		頭			
		体幹			
		肩			
		肘			
		前腕			
		手			
		中指節(MP)			
		近位指節(PIP)			
		股			
		膝			
		足			
備考					
注:			*従来、筋力4, 5該当は○での表記でしたが、区別が必要なため、今後は具体的に数字を記入下さい。		
1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。			5. (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。		
2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。			6. DIPその他手指の対立内外転等の表示は、必要に応じ備考欄を用いる。		
3. 関節可動域の図示は、  のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〽)を引く。			7. 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。		
4. 筋力については、表()内に×△、4, 5を記入する。 ×：筋力が消失または著減(筋力0, 1, 2該当) △：筋力半減(筋力3該当) 4：筋力やや減(筋力4該当) 5：筋力正常(筋力5該当)			例示 (△)伸屈  屈曲(4)		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第220号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 医療政策課関係						別表（第2条関係） 医療政策課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～37 略						1～37 略					
38～41 略						38 新型コロナウイルス感染症対策寄附金を用いた長崎大学におけるワクチン開発支援事業費補助金					
						長崎大学熱帯医学研究所が取り組む新型コロナウイルス感染症のワクチン開発を推進する。					
						次に掲げる経費 (1) 安全キャビネット (2) ワクチン開発に必要な試薬 (3) 動物実験に要する経費					
						予算の範囲内で知事が定める額					
						長崎大学					
42及び43 略						39～42 略					
医療人材対策室関係						43 来県者PCR等検査助成補助金					
1～16 略						新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、長崎県外から長崎県内に移動しようとする者のPCR検査又は抗原定量検査の受検促進を図る。					
						人の移動が増加する期間において、やむを得ない理由で長崎県内を訪れる県外在住者が、長崎県外から長崎県内に移動する前に受けるPCR等検査に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。					
						10分の10以内					
						県外在住者で、長崎県外から長崎県内に移動する前にPCR等検査を受けた者					
44及び45 略						44及び45 略					
医療人材対策室関係						医療人材対策室関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～16 略						1～16 略					
						17 長崎県看護師等養成施設等					
						新型コロナウイルス感染症					
						看護師等養成施設等が医療機関等での臨地実習					
						予算の範囲内で知事					
						公益社団法人長崎県					

実習補完 事業補助 金	の影響に より看 護師等養 成施設等 における 医療機関 等での臨 地実習が 中止され ている実 情を踏ま え、学内 演習に代 替した場 合にも学 生が同等 の知識と 技能を修 得するこ とができ るために 必要な 体制の構 築を支援 する。	の代替措 置として 学内演習 を実施す る場合に 要する経 費。ただ し、補助 対象経費 の基準は 、知事が 別に定め る。	が別に 定める 基準に よる。	看護協 会
-------------------	---	--	--------------------------	----------

17～21 略

長寿社会課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～21 略					
22	介護ロボ ット・ICT等 活用人材育 成事業補助 金	介護事業 所等にお いて、介 護ロボッ ト、ICT 等のデジ タル機器 を効果的 に活用で きる人材 の育成を 図る。	介護事業所等が 行う介護ロボッ ト、ICT等のデ ジタル機器活用 の研修の実施に 要する経費	3分の 2以内	社会福 祉法人 等

障害福祉課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～4 略					

18～22 略

長寿社会課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～21 略					

障害福祉課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～4 略					
5	福祉団体 運営費補 助金	障害者福 祉 団 体 の活動を 促進する ことによ り、障害 者の福祉	補助対象者の運 営に要する経費	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額	一般社 団法人 長崎県 身体障 害者福 祉協会 連合会

5～38 略					
39	長崎県障害分野介護ロボット等導入事業補助金	障害分野における介護ロボットの普及により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備を推進する。	障害分野の介護ロボット等導入に要する経費	4分の3以内。ただし、1箇所あたり、障害者支援施設210万円、グループホーム150万円その他事業所120万円を限度とする。	略
40～53 略					
54	長崎県こどもの安心・安全対策支援事業費補助金	障害児通所支援事業所における送迎用バスへの安全装置を導入し、こどもの安全を守るための対策を講じるととも	安全装置の購入（装置の運搬、設置・据え付け又は工事を含む。）、リース又は導入に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	社会福祉法人等
6～39 略					
40	知的障害理解促進事業補助金	知的障害者が暮らしている地域の住民の方々が、知的障害を疑似体験することにより、障害への理解促進を図り、知的障害者の社会参加を推進する。	知的障害者が暮らしている地域の住民の方々が、知的障害を疑似体験することにより、障害への理解促進を図り、知的障害者の社会参加を推進する。	補助対象者が地域住民を対象として実施する、知的障害の疑似体験を行う研修事業に要する経費	10分の10以内 一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会
41	長崎県障害分野介護ロボット等導入事業補助金	障害分野における介護ロボットの普及により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備を推進する。	障害分野の介護ロボット等導入に要する経費	略	略
42～55 略					

		に、保護者の不安解消を図る。			
55	長崎県障害分野のICT導入モデル事業補助金	障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減のため、ICT活用モデルを構築する。	障害分野のICT導入に要する経費	4分の3以内。ただし、100万円を限度とする。	社会福祉法人等

長崎県告示第221号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 国保・健康増進課関係						別表（第2条関係） 国保・健康増進課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～6 略						1～6 略				
7	長崎県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金	特定医療費支給事務における臨床調査個人票の電子化を推進することにより、医療提供体制の充実を図る。	特定医療費支給事務における臨床調査個人票の電子化等の環境整備に要する経費	2分の1以内	難病指定医等が勤務する医療機関						
障害福祉課関係						障害福祉課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～55 略						1～55 略				
56	長崎県医療的ケア児訪問型レスパイト事業費	在宅の医療的ケア児の看護及び介護を行う家	指定訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保	2分の1以内	市町						

	<u>補助金</u>	<u>族の負担</u>	<u>険法の適用対象</u>						
		<u>軽減を図</u>	<u>となる訪問看護</u>						
		<u>る。</u>	<u>を除く。)に要</u>						
			<u>する経費</u>						

長崎県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称
諫早市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成6年長崎県告示第1158号
長崎都市計画下水道事業 諫早市公共下水道
- 3 施行期間
自 平成6年12月6日 至 令和12年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 平成6年長崎県告示第1158号、平成13年長崎県告示第378号、平成14年長崎県告示第695号、平成15年長崎県告示第938号、平成16年長崎県告示第170号、平成19年長崎県告示第585号、平成23年長崎県告示第385号及び平成28年長崎県告示第282号の事業地のうち諫早市貝津町、多良見町中里及び多良見町化屋地内において事業地を変更する。
使用の部分 なし

長崎県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称
諫早市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和45年長崎県告示第668号
長崎都市計画下水道事業 諫早市公共下水道
- 3 施行期間
自 昭和45年10月6日 至 令和12年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 昭和45年長崎県告示第668号、昭和57年長崎県告示第593号、昭和61年長崎県告示第1007号、平成元年長崎県告示第1018号、平成2年長崎県告示第641号、平成3年長崎県告示第370号、平成7年長崎県告示第280号、平成9年長崎県告示第1042号、平成10年長崎県告示第1208号、平成14年長崎県告示第694号、平成16年長崎県告示第169号、平成20年長崎県告示第768号、平成21年長崎県告示第286号、平成23年長崎県告示第335号、平成27年長崎県告示第281号及び令和元年長崎県告示第269号の事業地のうち小野町地内を追加し、宇都町、小船越町、船越町、西栄田町、日の出町、福田町、小豆崎町、西里町、小川町及び宗方町地内において事業地を変更する。
使用の部分 なし

長崎県告示第224号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和4

年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 4 農業経営課関係						別表（第2条関係） 4 農業経営課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～11 略						1～11 略					
12	農業法人経営体育成推進事業費補助金	企業の農業参入を促進するとともに、農業経営者等に対する相談対応を支援する。	企業参入及び農業経営者等からの相談対応に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	一般社団法人長崎県農業会議	12	農業法人経営体育成推進事業費補助金	家族経営農家等の法人化及び企業の農業参入を促進するとともに、法人化後の経営安定化を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 企業参入及び農業経営者等からの相談対応・経営改善等法人化への支援に要する経費 2 経営相談等をした雇用環境の改善に取り組む農業者が法人化した際に農業経営を支援するために支出する経費	1 予算の範囲内で知事が定める額 2 定額（1経営体あたり25万円）	1 長崎県農業会議 2 農業法人
12～27 略						12～27 略					
28	長崎県農業経営法人化支援事業費補助金	個人経営から法人化した経営体を支援することにより、法人化を促進し、農業経営の発展を図る。	農業経営者サポート事業による経営診断を受けて設立し、かつ雇用環境の改善に取り組んだ農業法人が法人化に要した経費	定額（1経営体あたり25万円）	農業法人						
5 農産園芸課関係						5 農産園芸課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～29 略						1～29 略					
30	肥料価格高騰緊急対策事業費補助金	県内農業者の肥料コスト低減を図るため、県内の堆肥	県内広域に受益が及ぶ堆肥ペレット製造機械の導入に要する経費	強い農業づくり総合支援交付金の交付対	農業協同組合、農事組合法人、農事組						

		を活用した混合肥料の供給体制を整備する取組を支援する。		象事業費の国補助残の2分の1以内	合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体
31	肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金	肥料価格の高騰に伴う農業経営への影響を緩和するため、肥料コストの低減に取り組む農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援するとともに、事業実施主体の事務に係る経費を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 肥料購入費支援 2 事務費支援	1 前年からの肥料価格の上昇分の15パーセント 2 定額(ただし、1農業者につき秋用肥料、春用肥料のそれぞれ1申請あたり2,960円とする)	農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等
7 畜産課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～34 略					
35	肉用牛経営体質強化緊急支	県内子牛平均価格が黒毛和	経営改善に取り組む肉用牛繁殖農家に対する出	1頭あたり1万円	農業協同組合
7 畜産課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～34 略					

	援事業費補助金	種で60万円を下回った場合に、出荷頭数に応じた奨励金を交付することで、繁殖農家の生産意欲維持を図る。	荷頭数に応じた奨励金の交付		
36	畜産経営体質強化飼料高騰緊急対策支援事業費補助金	飼料価格高騰により畜産経営が圧迫されている畜産農家の負担増加を抑制し、輸入飼料価格高騰の影響を受けにくい生産体制の整備を図る。	次の事業に要する経費 (1) コスト削減対策に取り組む畜産農家に対する配合飼料等の購入費の一部支援 (2) 飼料用米生産拡大に資する機械の導入支援	(1) 第2四半期の飼料購入量につき、1トあたり2,000円 (2) 2分の1以内	農業協同組合、県配合飼料価格安定基金協会、畜産農家、耕種農家、農業法人等

8 農村整備課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～24 略				
25	長崎県農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金	国営および県営土地改良事業により造成され、土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金高騰分を支援する。	次に掲げる経費 (1) 令和3年度に対する令和4年度の電気料金増高分であって、土地改良区が負担した電気料金 (2) 本事業を円滑かつ効率的に実施するための指導調整に要する経費	(1) 2分の1以内 (2) 定額	長崎県土地改良事業団体連合会

10 林政課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～15 略				

8 農村整備課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～24 略				

10 林政課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～15 略				

16	長崎県きのこの生産資材のこの生産資材導入支援事業費補助金	生産資材高騰下において経営継続と経営の体質強化を図る。	きのこの次期生産に必要な生産資材の導入に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	民間事業者等
----	------------------------------	-----------------------------	---------------------------	-----------------------	--------

長崎県告示第225号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 認定計画実施者の氏名
原田 大和
2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
4 畜第528号
令和5年3月3日
3. 認定に係る畜舎等の工事施工地
長崎県諫早市中田町9, 11, 12, 13, 14-1, 21-1, 1215-1, 1214-3
4. 認定に係る畜舎等の種類
飼養施設（牛舎）

長崎県告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
東彼杵郡東彼杵町大音琴郷字広住1134の2、1134の11、1143、1147、1148、1150
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字広住1134の2・1134の11・1147・1148・1150（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第227号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 202号	佐世保市指方町2541番4地先から 西海市西彼町小迎郷字下珍古原1023番4地先まで
一般国道 202号	佐世保市有福町4149番27地先から 西海市西海町太田和郷古子355番1地先まで
一般国道 206号	西彼杵郡時津町久留里郷1459番地先から 西彼杵郡時津町日並郷10番1地先まで
主要地方道 長崎南環状線	長崎市新戸町3丁目777番1地先から 長崎市大浜町433番4地先まで
主要地方道 崎戸大島線	西海市大島町字馬込1798番32地先から 西海市崎戸町蛸ノ浦郷456番4地先まで
主要地方道 西彼太田和港線	西海市西海町中浦北郷字大迫1810番1地先から 西海市大島町字池の原1329番3地先まで
一般県道 長崎漁港村松線	長崎市西海町字樋出1714番11地先から 長崎市西海町字松野迫1960番1地先まで
一般県道 寺島馬込港線	西海市大島町字池の原1329番3地先から 西海市大島町字真砂1813番8地先まで

2. 指定する期日 令和5年4月1日

長崎県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 重尾長畑線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市萩坂町1749番2地先から 佐世保市萩坂町1750番1地先まで	前	10.7~11.5	18.7	
	後	8.4~10.8	18.7	

長崎県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 重尾長畑線	佐世保市城間町355番1地先から 佐世保市城間町350番1地先まで	令和5年3月24日

長崎県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 北野千々石線	雲仙市小浜町富津字迫尻55番地先から 雲仙市小浜町富津字迫尻50番3地先まで	令和5年3月24日

長崎県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 北野千々石線	雲仙市千々石町乙字迫尻1407番地先から 雲仙市千々石町乙字迫尻1408番3地先まで	令和5年3月24日

長崎県告示第232号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年3月24日

肥前大島港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和5年3月16日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名称 西海市
所在地 西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地
代表者の氏名 西海市長 杉澤 泰彦
代表者の住所 西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
西海市大島町字楠地1605番45、字馬込1616番5を経て字間瀬先1806番13に至る間の地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
134,806.51平方メートル
- 4 埋立地の用途
工業用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成28年10月24日
長崎県指令28港許第3号

6 閲覧場所

西海市大瀬戸町瀬戸極浦郷2222
西海市役所

長崎県告示第233号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名
1～57の2 略					1～57の2 略				
58	削除				58	月川伊代子	五島市上大 津町864	五島市福江 町1番1号 五島市役所 売店	五島市
58の2～81 略					58の2～81 略				
82	削除				82	上五島地区自家用 自動車協会 会長 田中康裕	南松浦郡新 上五島町有 川郷767- 1	南松浦郡新 上五島町有 川郷767- 1 上五島地区 自家用自動 車協会内	新上五島 町
83～84 略					83～84 略				

長崎県告示第234号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

令和5年度長崎県工事技術調査業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる

事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 令和3年度又は令和4年度に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実にこれを履行完了したもの。
- イ 工事技術調査を履行するにあたり、必要な知識及び技術を有する技術士の配置について、適正な調査体制を整えることができる法人であるもの。
- ウ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率、流動比率）が適正であること。
- エ 長崎県建設工事入札参加資格者名簿及び調査・設計・測量業務等入札参加資格者名簿に登録されていないもの。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年4月5日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる提出場所に提出すること。

郵送も可。（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便とし、令和5年4月5日当日消印有効。）

- ア 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- イ （都道府）県税に関し未納がないことを証する証明書
- ウ 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- エ 印鑑届（様式第2号）
- オ 口座振替申込書（様式第3号）
- カ 地方公共団体工事技術監査（調査）業務受託実績表（様式第4号）
- キ その他知事が必要と認める書類

※上記アの登記簿謄本は、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの（写しも可）

上記イ、ウの未納がないことを証する証明書は、申請日前1ヶ月以内に発行されたもの（原本）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3506 （FAX）095-894-3479

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年5月12日までとする。

7 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリ長崎大村店
長崎県大村市松並二丁目912 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年10月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,450平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物1階平面 67台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 13台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 75.60平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北側 28.80立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ニトリ
午前9時00分から午後9時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物西側 1箇所
建物東側 1箇所 計2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後10時00分

2 届出年月日

令和5年2月28日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ長崎
長崎県長崎市尾上町1番1号
- 2 届出の概要
大規模小売店舗の名称に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、駄野地区に係る換地処分をした。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量及び水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県 諫早市高来町、雲仙市吾妻町	令和5年3月16日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量（3級基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷	令和5年4月3日から 令和5年8月18日まで

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和3年4月22日 長崎県指令 2都第1253号	長崎県雲仙市国見町土黒甲字同岸 296番4の一部、296番5の一部、296番6、 296番7、296番8の一部、296番9、296番10、 296番11、296番12、296番13、296番14、 296番15、296番16、296番17、296番18、 296番19、296番20並びに	長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 雲仙市長 金澤 秀三郎
変更許可（第1回） 令和3年6月8日	土黒甲字源平山63番6の一部、63番11の一部 及び土黒甲字塩浜堤防の一部	
変更許可（第2回） 令和3年7月14日		
変更許可（第3回） 令和4年7月19日		

土地区画整理事業の換地処分（公告）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、長崎市長から長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業について、令和5年3月15日に換地処分をした旨の届出があった。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

一般競争入札の実施（公告）

令和5年度長崎県工事技術調査業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和5年度長崎県工事技術調査業務委託
- (2) 業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和6年3月8日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札の方法

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ② 初回の入札においては、代理人による入札は認められないこと。
- ③ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、再度入札を行う。
- ④ 入札の執行回数は3回を限度とする。
- ⑤ 再度の入札において代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等についての告示（令和5年長崎県告示第234号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3506

（提出期限）令和5年4月5日（郵送にあつては、当日消印有効）

4 入札参加条件

- (1) 2の入札参加資格を有していること。
- (2) 当該役務を契約に基づき確実にかつ直ちに履行できる者であること。
- (3) 当該役務の全部又は一部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局の名称

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3506

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和5年4月5日までの間（県の休日を除く。）
- (2) 場所 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

- (1) 提出先 5の部局とする。
- (2) 受領期限 令和5年4月17日17時00分
- (3) 提出方法 郵便（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により受領期限内必着のこと。）で行う。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の日時及び場所

(場所) 長崎県庁行政棟7階 監査委員会議室

(日時) 令和5年4月18日10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者

があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

教育委員会規則

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

長崎県教育委員会規則第1号

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則

長崎県教育庁組織規則（昭和48年長崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																
<p>(本庁の分課等)</p> <p>第4条 本庁に次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">課（室）</th> <th style="width: 80%;">班</th> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> <td>総務人事班 企画広報班 情報化推進班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>総務人事班 給与第1班 給与第2班</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>総務企画班 ふるさと教育班 未来教育班 小学校人事班 中学校人事班</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>総務企画班 新たな学び班 キャリア教育班 高校魅力化班 県立学校人事班</td> </tr> <tr> <td>教育DX推進室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>総務管理班 地域教育班 県民学習班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育保健課</td> <td>総務管理班 学校体育班 全国高総体実行班 競技力向上対策班 健康教育班</td> </tr> </table> <p>(分掌)</p> <p>第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 略</p>	課（室）	班	教育政策課	総務人事班 企画広報班 情報化推進班	略		教職員課	総務人事班 給与第1班 給与第2班	義務教育課	総務企画班 ふるさと教育班 未来教育班 小学校人事班 中学校人事班	高校教育課	総務企画班 新たな学び班 キャリア教育班 高校魅力化班 県立学校人事班	教育DX推進室		略		生涯学習課	総務管理班 地域教育班 県民学習班	略		体育保健課	総務管理班 学校体育班 全国高総体実行班 競技力向上対策班 健康教育班	<p>(本庁の分課等)</p> <p>第4条 本庁に次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">課（室）</th> <th style="width: 80%;">係（班）</th> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>総務人事班 法務監察班 企画広報班 情報化推進班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>総務係 職員・免許班 給与第1班 給与第2班</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>総務助成班 義務教育班 小学校人事班 中学校人事班</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>総務管理班 高校教育班 県立学校人事班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>総務管理班 社会教育班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育保健課</td> <td>総務管理班 学校体育班 全国高総体準備班 競技力向上対策班 健康教育班</td> </tr> </table> <p>2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">課</th> <th style="width: 80%;">室</th> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>県立学校改革推進室</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>ICT教育推進室</td> </tr> </table> <p>(分掌)</p> <p>第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(県立学校改革推進室)</p> <p>(21) 県立学校の教育改革及び再編整備に関すること（特別支援教育課の所管に属するものを除く。）。)</p>	課（室）	係（班）	総務課	総務人事班 法務監察班 企画広報班 情報化推進班	略		教職員課	総務係 職員・免許班 給与第1班 給与第2班	義務教育課	総務助成班 義務教育班 小学校人事班 中学校人事班	高校教育課	総務管理班 高校教育班 県立学校人事班	略		生涯学習課	総務管理班 社会教育班	略		体育保健課	総務管理班 学校体育班 全国高総体準備班 競技力向上対策班 健康教育班	課	室	総務課	県立学校改革推進室	高校教育課	ICT教育推進室
課（室）	班																																																
教育政策課	総務人事班 企画広報班 情報化推進班																																																
略																																																	
教職員課	総務人事班 給与第1班 給与第2班																																																
義務教育課	総務企画班 ふるさと教育班 未来教育班 小学校人事班 中学校人事班																																																
高校教育課	総務企画班 新たな学び班 キャリア教育班 高校魅力化班 県立学校人事班																																																
教育DX推進室																																																	
略																																																	
生涯学習課	総務管理班 地域教育班 県民学習班																																																
略																																																	
体育保健課	総務管理班 学校体育班 全国高総体実行班 競技力向上対策班 健康教育班																																																
課（室）	係（班）																																																
総務課	総務人事班 法務監察班 企画広報班 情報化推進班																																																
略																																																	
教職員課	総務係 職員・免許班 給与第1班 給与第2班																																																
義務教育課	総務助成班 義務教育班 小学校人事班 中学校人事班																																																
高校教育課	総務管理班 高校教育班 県立学校人事班																																																
略																																																	
生涯学習課	総務管理班 社会教育班																																																
略																																																	
体育保健課	総務管理班 学校体育班 全国高総体準備班 競技力向上対策班 健康教育班																																																
課	室																																																
総務課	県立学校改革推進室																																																
高校教育課	ICT教育推進室																																																

第8条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 学校職員（事務職員に限る。）の任免、分限、懲戒、その他の人事及びサービスの指導に関すること。
- (5) 学校職員の組織する職員団体に関すること。
- (6) 学校職員（事務職員に限る。）の研修に関すること。

第9条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(13) 略
- (14) 教育職員の免許状に関すること。

第10条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略
- (15) 県立学校職員（事務職員を除く。）の任免、分限、懲戒その他の人事及びサービスの指導に関すること。
- (16)～(17) 略
- (18) 教育DX推進室及び特別支援教育課の庶務及び予算経理の事務に関すること。
- (19) 県立学校の教育改革及び再編整備に関すること（特別支援教育課の所管に属するものを除く。）
- (20) 県立学校の設置及び廃止に伴う条例の改廃に関すること（特別支援教育課の所管に属するものを除く。）

第10条の2 教育DX推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立高等学校等の情報教育に関すること。
(本庁の組織上の職)

第20条 略

職	組織	職務
教育次長	略	
略		

2 略

(22) 県立学校の設置及び廃止に伴う条例の改廃に関すること（特別支援教育課の所管に属するものを除く。）

第8条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 学校職員（事務職員及び現業職員に限る。）の任免、分限、懲戒、その他の人事及びサービスの指導に関すること。
- (5) 教育職員の免許状に関すること。
- (6) 学校職員の組織する職員団体に関すること。
- (7) 学校職員（事務職員及び現業職員に限る。）の研修に関すること。

第9条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(13) 略

第10条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略
- (15) 県立学校職員（事務職員及び現業職員を除く。）の任免、分限、懲戒その他の人事及びサービスの指導に関すること。
- (16)～(17) 略
- (18) 特別支援教育課の庶務及び予算経理の事務に関すること。

(ICT教育推進室)

- (19) 県立高等学校等の情報教育に関すること。

(本庁の組織上の職)

第20条 略

職	組織	職務
政策監（教育情報化担当）	本庁	<u>関係職員を指揮監督して特に重要な教育情報化に係る事務その他教育長が指示する事務を掌理する。</u>
教育次長	略	
略		

2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる組織上の職を命ぜられている者又は当該組織に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織上の職を命ぜられ、又は当該組織に勤務を命ぜられたものとする。

左欄	右欄
総務課 法務監察班 参事	教育政策課 総務人事班 参事
同 総務人事班 係長	同 総務人事班 係長

同 同	同 同
同 企画広報班	同 企画広報班
同 情報化推進班 参事	同 情報化推進班 参事
同 同 課長補佐	同 同 課長補佐
同 同 係長	同 同 係長
同 同	同 同
教職員課 総務係	教職員課 総務人事班
同 職員・免許班 参事	同 同 参事
同 同 係長	同 同 係長
同 同	同 同
義務教育課 総務助成班 係長	義務教育課 総務企画班 係長
同 同	同 同
高校教育課 総務管理班	高校教育課 総務企画班
同 ICT教育推進室 室長	教育DX推進室 室長
同 同 課長補佐	同 課長補佐
同 同	同
体育保健課 全国高総体準備班 係長	体育保健課 全国高総体実行班 係長
同 同	同 同

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

長崎県教育委員会規則第2号

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則（昭和47年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
(内部組織)				(内部組織)			
第4条 略				第4条 略			
教育機関	部	課(室)	班	教育機関	部	課(室)	班
長崎県教育センター	総務企画部	総務課		長崎県教育センター	総務企画部	総務課	
		企画・次世代型 研修推進課				企画課	総合企画班 情報化推進班
	研修部	略		研修部	略		
略				略			
(分掌事務)				(分掌事務)			
第5条 略				第5条 略			
教育機関	部	課(室)	分掌事務	教育機関	部	課(室)	分掌事務
長崎県教育センター	総務企画部	総務課	1～9 略	長崎県教育センター	総務企画部	総務課	1～9 略
		企画・次世代型 研修推進課	1～7 略			企画課	1～7 略
	研修部	略		研修部	略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

左欄	右欄
教育センター 総務企画部 企画課 総合企画班 主任指導主事	教育センター 総務企画部 企画・次世代型研修推進課 主任指導主事
同 同 同 同 係長	同 同 同 係長
同 同 同 同	同 同 同
同 同 同 情報化推進班 主任指導主事	同 同 同 主任指導主事
同 同 同 同	同 同 同

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

長崎県教育委員会規則第3号

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和31年長崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) 教育次長、本庁の課長、室長、課に置く室の長、人事管理監、体育指導監、企画監、参事及び地方機関の長を除く教育委員会の事務局職員並びに教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員のうち、教育機関の長を除く職員の人事に関する事。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) <u>政策監</u>、教育次長、本庁の課長、室長、課に置く室の長、人事管理監、体育指導監、企画監、参事及び地方機関の長を除く教育委員会の事務局職員並びに教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員のうち、教育機関の長を除く職員の人事に関する事。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

長崎県教育委員会規則第4号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																								
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(イ) 特別支援学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>本校・分</th> <th>位置</th> <th>障害種別</th> <th>部科</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	本校・分	位置	障害種別	部科	学科							<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(イ) 特別支援学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>本校・分</th> <th>位置</th> <th>障害種別</th> <th>部科</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	本校・分	位置	障害種別	部科	学科						
名称	本校・分	位置	障害種別	部科	学科																				
名称	本校・分	位置	障害種別	部科	学科																				

	校・分教室									
略										
長崎県立 鶴南特別 支援学校	本校	長崎市	知的障害	小学部						
				中学部						
				高等部	普通科					
	五島分校	五島市	知的障害	小学部						
				中学部						
				高等部	普通科					
	高等部西 彼杵分教 室	西海市	知的障害	高等部	普通科					
	長崎県立 時和特別 支援学校	西彼杵郡 時津町	知的障害	小学部						
				中学部						
				高等部	普通科					
略										

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

長崎県教育委員会訓令第1号

教育庁学校以外の教育機関

長崎県教育委員会公印規程（昭和39年長崎県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(作成、改刻、廃止及びこれに伴う届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定による届の提出は、<u>教育政策課長</u>以外の管守者にあつては、<u>教育政策課長</u>を経てしなければならない。</p> <p>(登録)</p> <p>第4条 <u>教育政策課長</u>は、公印台帳（様式第3号）を備え、前条第1項の規定による届出のあつた公印の印影を登録するものとする。</p> <p>2 <u>教育政策課長</u>は、前条第2項の規定により届出のあつた公印については、該当公印の印影を抹消するものとする。</p> <p>(公印取扱主任)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>教育政策課長</u>が管守する公印のうち、次に掲げるものの公印取扱主任は、<u>教育政策課</u>総務人事班の長の職にあるものをもって充てる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(作成、改刻、廃止及びこれに伴う届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定による届の提出は、<u>総務課長</u>以外の管守者にあつては、<u>総務課長</u>を経てしなければならない。</p> <p>(登録)</p> <p>第4条 <u>総務課長</u>は、公印台帳（様式第3号）を備え、前条第1項の規定による届出のあつた公印の印影を登録するものとする。</p> <p>2 <u>総務課長</u>は、前条第2項の規定により届出のあつた公印については、該当公印の印影を抹消するものとする。</p> <p>(公印取扱主任)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>総務課長</u>が管守する公印のうち、次に掲げるものの公印取扱主任は、<u>総務課</u>総務人事班の長の職にあるものをもって充てる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(押印)
 第8条 略
 2 公印は、白券及び白紙に押印し、又は刷り込みをすることができない。ただし、特別の事情により決裁前に指令用紙その他白紙に一括押印し、又は刷り込みをすることが必要である場合において、所属長が教育政策課長に協議し、その承認を受けたときは、この限りでない。
 3 着
 (公印の事故届)
 第9条 略
 2 前項の規定による届の提出は、教育政策課長以外の管守者にあつては、教育政策課長を経てしなければならない。
 別表 (第2条関係)

番号	種類	寸法 (ミリメートル平方)	用途	管守者
1	委員会印	45	表彰状、感謝状、免許状、許認可書用	<u>教育政策課長</u>
2	委員会印	30	辞令、一般文書用	<u>教育政策課長</u>
3	委員会印	16	身分証明書等	<u>教育政策課長</u>
4	教育長印	23	一般文書用	<u>教育政策課長</u>
5	教育長職務代理者印	23	一般文書用	<u>教育政策課長</u>
6	課(室)長印	20	一般文書用	各課(室)長
7	課(室)印	27	一般文書用	各課(室)長
8	地方機関及び学校以外の教育機関の長印	20	一般文書用	各地方機関及び学校以外の各教育機関の長
9	地方機関及び学校以外の教育機関印	27	一般文書用	各地方機関及び学校以外の各教育機関の長

(押印)
 第8条 略
 2 公印は、白券及び白紙に押印し、又は刷り込みをすることができない。ただし、特別の事情により決裁前に指令用紙その他白紙に一括押印し、又は刷り込みをすることが必要である場合において、所属長が総務課長に協議し、その承認を受けたときは、この限りでない。
 3 略
 (公印の事故届)
 第9条 略
 2 前項の規定による届の提出は、総務課長以外の管守者にあつては、総務課長を経てしなければならない。
 別表 (第2条関係)

番号	種類	寸法 (ミリメートル平方)	用途	管守者
1	委員会印	45	表彰状、感謝状、免許状、許認可書用	<u>総務課長</u>
2	委員会印	30	辞令、一般文書用	<u>総務課長</u>
3	委員会印	16	身分証明書等	<u>総務課長</u>
4	教育長印	23	一般文書用	<u>総務課長</u>
5	教育長職務代理者印	23	一般文書用	<u>総務課長</u>
6	課(室)長印	20	一般文書用	各課(室)長
7	課(室)印	27	一般文書用	各課(室)長
8	地方機関及び学校以外の教育機関の長印	20	一般文書用	各地方機関及び学校以外の各教育機関の長
9	地方機関及び学校以外の教育機関印	27	一般文書用	各地方機関及び学校以外の各教育機関の長

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県教育委員会訓令第2号

県立学校

長崎県立学校公印規程 (昭和54年長崎県教育委員会訓令第4号) の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(作成、改刻、廃止及びこれに伴う届出) 第3条 略 2 略 3 前2項の規定による届の提出は、 <u>教育政策課長</u> を経てし	(作成、改刻、廃止及びこれに伴う届出) 第3条 略 2 略 3 前2項の規定による届の提出は、 <u>総務課長</u> を経てしなけ

<p>なければならない。 (登録) 第4条 教育政策課長は、公印台帳(様式第3号)を備え、前条第1項の規定による届出のあった公印の印影を登録するものとする。 2 教育政策課長は、前条第2項の規定により届出のあった公印については、当該公印の印影をまっ消するものとする。 (公印の事故届) 第7条 略 2 前項の規定による届の提出は、<u>教育政策課長</u>を経てしなければならない。</p>	<p>なければならない。 (登録) 第4条 総務課長は、公印台帳(様式第3号)を備え、前条第1項の規定による届出のあった公印の印影を登録するものとする。 2 総務課長は、前条第2項の規定により届出のあった公印については、当該公印の印影をまっ消するものとする。 (公印の事故届) 第7条 略 2 前項の規定による届の提出は、<u>総務課長</u>を経てなければならない。</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県教育委員会訓令第3号

教育庁学校以外の教育機関

長崎県教育委員会広報事務取扱規程(平成8年長崎県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。
令和5年3月24日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																
<p>(広報事務担当者) 第3条 広報事務担当者として、本庁<u>教育政策課</u>(以下「<u>教育政策課</u>」という。)に広報幹事及び広報副幹事を、本庁各課(教育政策課を除く。第4条において同じ。)及び室(課内に置く室を除く。以下同じ。)に広報主任及び広報副主任を置く。 2~5 略 第4条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">広報幹事</td> <td><u>教育政策課</u>の広報担当の参事又は課長補佐</td> </tr> <tr> <td>広報副幹事</td> <td><u>教育政策課</u>の広報を担当する指導主事</td> </tr> <tr> <td>広報主任</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>広報副主任</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(諸般の発表事項等) 第5条 本庁の課長(本庁の<u>教育政策課長</u>(以下「<u>教育政策課長</u>」という。)を除く。)及び室長(課内に置く室の長を除く。)は、第2条第1号に規定する諸般の発表事項があるときは、あらかじめ<u>教育政策課長</u>に連絡の上これを行うものとする。 2 広報事務担当者は、第2条第2号から第5号までに規定する事項について、第1条の目的を達成するため必要と認めるときは、遅滞なく<u>教育政策課長</u>に連絡しなければならない。 (関係機関との連絡調整) 第6条 <u>教育政策課長</u>は、第1条の目的を達成するために、県の他の部局及び関係団体並びに広報機関等との連絡を緊密にしなければならない。</p>	広報幹事	<u>教育政策課</u> の広報担当の参事又は課長補佐	広報副幹事	<u>教育政策課</u> の広報を担当する指導主事	広報主任	略	広報副主任	略	<p>(広報事務担当者) 第3条 広報事務担当者として、本庁<u>総務課</u>(以下「<u>総務課</u>」という。)に広報幹事及び広報副幹事を、本庁各課(<u>総務課</u>を除く。第4条において同じ。)及び室(課内に置く室を除く。以下同じ。)に広報主任及び広報副主任を置く。 2~5 略 第4条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">広報幹事</td> <td><u>総務課</u>の広報担当の参事又は課長補佐</td> </tr> <tr> <td>広報副幹事</td> <td><u>総務課</u>の広報を担当する指導主事</td> </tr> <tr> <td>広報主任</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>広報副主任</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(諸般の発表事項等) 第5条 本庁の課長(本庁の<u>総務課長</u>(以下「<u>総務課長</u>」という。)を除く。)及び室長(課内に置く室の長を除く。)は、第2条第1号に規定する諸般の発表事項があるときは、あらかじめ<u>総務課長</u>に連絡の上これを行うものとする。 2 広報事務担当者は、第2条第2号から第5号までに規定する事項について、第1条の目的を達成するため必要と認めるときは、遅滞なく<u>総務課長</u>に連絡しなければならない。 (関係機関との連絡調整) 第6条 <u>総務課長</u>は、第1条の目的を達成するために、県の他の部局及び関係団体並びに広報機関等との連絡を緊密にしなければならない。</p>	広報幹事	<u>総務課</u> の広報担当の参事又は課長補佐	広報副幹事	<u>総務課</u> の広報を担当する指導主事	広報主任	略	広報副主任	略
広報幹事	<u>教育政策課</u> の広報担当の参事又は課長補佐																
広報副幹事	<u>教育政策課</u> の広報を担当する指導主事																
広報主任	略																
広報副主任	略																
広報幹事	<u>総務課</u> の広報担当の参事又は課長補佐																
広報副幹事	<u>総務課</u> の広報を担当する指導主事																
広報主任	略																
広報副主任	略																

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第1号

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第4条第1項及び同条例第34条第1項の規定により、令和5年2月16日付けをもって、次のとおり指定された。

令和5年3月24日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

県指定された文化財

種 別	名 称	所 有 者	所 在 地	員 数
史跡	鬼塚古墳	朝長 敏道	佐世保市宮津町754番5の一部	1基
有形文化財 (美術工芸品)	鬼塚古墳出土遺物一括	佐世保市	佐世保市博物館島瀬美術センター (佐世保市島瀬町6-22)	58点
史跡	島原城跡 (※)	島原市	島原市城内1丁目1195番地4、6	

※ 追加指定

公安委員会規則

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第7号

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

取消処分者講習の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(指導員の要件)</p> <p>第3条 公安委員会が実施する取消処分者講習において指導に従事する者は、次の各号に<u>掲げる要件</u>のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 講習に使用する自動車等を運転することができる運転免許（<u>仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。</u>）を現に受けている者</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 飲酒運転を理由とする運転免許の拒否若しくは取消し又は自動車等の運転の禁止を受けた者等を対象とする講習（以下「<u>飲酒取消講習</u>」という。）<u>を実施する場合において、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②又はディスカッション指導の各講習科目を行うときは、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けている者</u></p> <p>(6) <u>飲酒取消講習以外の講習（以下「一般取消講習」という。）を実施する場合において、ディスカッション指導</u></p>	<p>(指導員の要件)</p> <p>第3条 公安委員会が実施する取消処分者講習において指導に従事する者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 講習における指導に使用する自動車等を運転することができる運転免許（<u>仮免許を除く。以下同じ。</u>）を現に受けている者</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 飲酒運転を理由とする運転免許の拒否若しくは取消し又は自動車等の運転の禁止を受けた者等を対象とする講習（以下「<u>飲酒取消講習</u>」という。）<u>において指導に従事する場合にあっては、アルコール依存症の専門医により飲酒取消講習の実施に必要な教養を受けている者</u></p>

の講習科目を行うときは、交通心理学の専門家等による教養を受けている者

2 指定講習機関が実施する取消処分者講習において指導に従事する者は、前項第5号及び第6号並びに指定講習機関に関する規則第5条各号の要件に該当する者でなければならない。

(受講の申出等)

第4条 施行細則第48条の規定による取消処分者講習の受講の申出並びに講習の日時及び場所の通知にあつては別記様式第1号の取消処分者講習予約申出書・講習通知書を、公安委員会への受講の申請にあつては別記様式第2号の取消処分者講習受講申請書(公安委員会用)を、指定講習機関への受講の申請にあつては別記様式第3号の取消処分者講習受講申請書(指定講習機関用)をそれぞれ提出して行うものとする。

(終了証明書の交付)

第5条 公安委員会及び指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者に対し、別記様式第4号の取消処分者講習終了証明書を交付するものとする。

2 指定講習機関が実施する取消処分者講習において指導に従事する者は、指定講習機関に関する規則第5条各号の要件に該当し、かつ、飲酒取消講習において指導に従事する者については、アルコール依存症の専門医により飲酒取消講習の実施に必要な教養を受けている者でなければならない。

(受講の申出等)

第4条 施行細則第47条の規定による取消処分者講習の受講の申出並びに講習の日時及び場所の指定は別記様式第1号の取消処分者講習予約申出書・講習通知書を、公安委員会への受講の申請は別記様式第2号の取消処分者講習受講申請書(公安委員会用)を、指定講習機関への受講の申請は別記様式第3号の取消処分者講習受講申請書(指定講習機関用)を提出して行うものとする。

(終了証明書の交付)

第5条 公安委員会及び指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者からの申出により、別記様式第4号の取消処分者講習終了証明書を交付するものとする。

別記様式第1号を次のように改める。
別記様式第1号（第4条関係）

取 消 処 分 者 講 習 予 約 申 出 書		
長 崎 県 公 安 委 員 会 殿		年 月 日
講 習 予 約 申 出 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	電 話 番 号	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携 帯 電 話
	講 習 種 別	① 四 輪 車（準 中 型 ・ 普 通） ② 二 輪 車（普 自 二 ・ 原 付）
	仮 免 許	有 ・ 無
講 習 通 知 書 殿		
行 政 処 分 歴 等	処 分 種 別	<input type="checkbox"/> 取 消 し 等（取 消 し ・ 拒 否 ・ 運 転 禁 止） <input type="checkbox"/> 準 取 消 し 等（取 消 し ・ 運 転 禁 止）
	処 分 月 日（期 間）	年 月 日 から（ 年）
	処 分 理 由	<input type="checkbox"/> 交 通 事 故（死 亡 ・ 重 傷 ・ 軽 傷） <input type="checkbox"/> 無 免 許 <input type="checkbox"/> 飲 酒 <input type="checkbox"/> 速 度 <input type="checkbox"/> そ の 他 <input type="checkbox"/> デ ー タ な し
	欠 格 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	前 歴 等	前 歴 回 累 積 点 数 点
	講 習 種 別	飲 酒 取 消 講 習 ・ 一 般 取 消 講 習
受 付	第 1 日 目 の 午 前 8 時 45 分 から 午 前 8 時 55 分 まで の 間 に 行 い ま す。	
講 習 日 時	第 1 日 目	月 日（ 曜） 9：00～17：00
	第 2 日 目	月 日（ 曜） 9：00～16：00
講 習 場 所 （ 受 付 ）	① 運 転 免 許 管 理 課 大 村 市 古 賀 島 町 533 番 地 5（ 電 話 0957-53-2128） ② 指 定 講 習 機 関 自 動 車 学 校 市 ・ 郡 町 電 話	
講 習 日 に 持 参 す る も の 等	1 取 消 処 分 者 講 習 予 約 申 出 書 ・ 講 習 通 知 書（本 書 面） 2 本 籍（外 国 人 の 方 に あ っ て は、国 籍。以 下 同 じ。）記 載 の 住 民 票 の 写 し 又 は そ の 他 本 籍、住 所、氏 名 及 び 生 年 月 日 が 確 認 で き る 書 類（仮 運 転 免 許 証 等） 3 写 真 2 葉（講 習 前 6 か 月 以 内 に 撮 影 し た 無 帽、正 面 上 三 分 身、無 背 景、 縦 3 セ ン チ メ ー ト ル × 横 2.4 セ ン チ メ ー ト ル） 4 筆 記 用 具 5 受 講 料（ 円） 6 そ の 他（別 途 指 示 さ れ た も の） <input type="checkbox"/> 四 輪 車 の 場 合 運 転 の で き る 服 装 及 び 靴 並 び に 仮 運 転 免 許 証（仮 免 許 を 取 得 し た 者 に 限 る。） <input type="checkbox"/> 二 輪 車 の 場 合 ヘルメット、手袋並びに二輪運転に適した長袖服及び靴	
注 意 事 項	<input type="checkbox"/> 酒 気 を 帯 び て の 受 講 は、で き ま せ ン。 <input type="checkbox"/> 講 習 終 了 後 で あ っ て も、一 定 の 病 気 等 を 理 由 と し て 運 転 免 許 の 取 得 が で き な い 場 合 が あ り ま す の で、不 安 が あ る 方 は、受 講 前 に 運 転 免 許 管 理 課 に 御 相 談 く だ さ い。	
取 扱 部 署	運 転 免 許 管 理 課 警 察 署	取 扱 者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

長崎県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第8号

長崎県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県暴力団排除条例施行規則（平成24年長崎県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(社会的非難関係者)</p> <p>第4条 条例第16条の公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) <u>前4号に掲げる者のほか</u>、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設）</p> <p>第5条 条例第21条第1項第13号に規定する公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に規定する青少年教育施設とする。</p> <p>（口頭による説明の聴取）</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の聴取の日時若しくは場所を変更するとき、<u>又は第2項の規定による申出を受けた場合において口頭による説明の聴取の日時若しくは場所を変更しないときは</u>、速やかに、口頭による説明を求めた者に対し、説明の聴取の日時若しくは場所の変更の内容又は説明の聴取の日時若しくは場所を変更しない理由を文書により通知しなければならない。</p> <p>（勧告の方法）</p> <p>第9条 条例第31条第1項の勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>（勧告に係る公表）</p> <p>第12条 条例第33条第2項の規定により公表することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第31条第1項の勧告を受けた者が、当該勧告を受けた日から1年以内に正当な理由なく当該勧告に係る行為と類似の行為を更に反復して行ったとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>（意見を述べる機会の付与）</p> <p>第13条 公安委員会は、条例第33条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるに当たっては、意見の聴取の日時までに相当な期間において、公表しようとする者に対し、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>文書による意見の聴取にあっては当該文書の提出期限及び提出先</u></p> <p>(5) <u>口頭による意見の聴取にあっては当該聴取の日時及び</u></p>	<p>(社会的非難関係者)</p> <p>第4条 条例第16条の公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第15号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) <u>その他</u>、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設）</p> <p>第5条 条例第21条第1項第12号に規定する公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に規定する青少年教育施設とする。</p> <p>（口頭による説明の聴取）</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の聴取の日時若しくは場所を変更するとき<u>又は第2項の規定による申出を受けた場合において口頭による説明の聴取の日時若しくは場所を変更しないときは</u>、速やかに、口頭による説明を求めた者に対し、説明の聴取の日時若しくは場所の変更の内容又は説明の聴取の日時若しくは場所を変更しない理由を文書により通知しなければならない。</p> <p>（勧告の方法）</p> <p>第9条 条例第31条第1項の<u>規定による</u>勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>（勧告に係る公表）</p> <p>第12条 条例第33条第2項の規定により公表することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第31条第1項の<u>規定による</u>勧告を受けた者が、当該勧告を受けた日から1年以内に正当な理由なく当該勧告に係る行為と類似の行為を更に反復して行ったとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>（意見を述べる機会の付与）</p> <p>第13条 公安委員会は、条例第33条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるに当たっては、意見の聴取の日時までに相当な期間において、公表しようとする者に対し、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>口頭による意見の聴取にあっては当該聴取の日時及び場所</u></p> <p>(5) <u>文書による意見の聴取にあっては当該文書の提出期限</u></p>

<p><u>場所</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 公安委員会は、意見を述べようとする者が指定された提出期限までに申述書を提出せず、又は指定された口頭による意見の<u>聴取</u>の日時に出席しないときは、意見がないものとみなすものとする。</p> <p>(口頭による意見を述べる機会の付与)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 条例第33条第3項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与された者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、<u>意見の聴取日時等変更申出書</u>(様式第6号)により、口頭による意見の<u>聴取</u>の日時又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更するとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合において口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しないときは、速やかに、口頭による意見を述べる機会を付与した者に対し、意見の聴取の日時若しくは場所の変更の内容又は意見の聴取の日時若しくは場所を変更しない理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(代理人の選任)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 代理人は、各自、当事者のために、説明若しくは資料の提出又は意見の<u>申述</u>に関する一切の行為をすることができる。</p> <p>3及び4 略</p>	<p><u>及び提出先</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 公安委員会は、意見を述べようとする者が指定された提出期限までに申述書を提出せず、又は指定された口頭による意見の<u>陳述</u>の日時に出席しないときは、意見がないものとみなすものとする。</p> <p>(口頭による意見を述べる機会の付与)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 条例第33条第3項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与された者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、<u>意見の陳述日時等変更申出書</u>(様式第6号)により、口頭による意見の<u>陳述</u>の日時又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更するとき又は第2項の規定による申出を受けた場合において口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しないときは、速やかに、口頭による意見を述べる機会を付与した者に対し、意見の聴取の日時若しくは場所の変更の内容又は意見の聴取の日時若しくは場所を変更しない理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(代理人の選任)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 代理人は、各自、当事者のために、説明若しくは資料の提出又は意見の<u>陳述</u>に関する一切の行為をすることができる。</p> <p>3及び4 略</p>
---	---

様式第6号中「意見の陳述日時等変更申出書」を「意見の聴取日時等変更申出書」に改める。

様式第6号、様式第7号及び様式第8号中「意見の陳述」を「意見の申述」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第1号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年長崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)</p> <p>第33条 職員給与条例第6条第6項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 教育委員会における教育次長及び教育センター所長の職にあるもの</u></p> <p>(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p>	<p>(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)</p> <p>第33条 職員給与条例第6条第6項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p>

第34条 略

2 略

3 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（前項第5号に該当する特定職員を除く。）の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、Cに決定するものとする。

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がCとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、昇給区分Bに決定することができる。

5～9 略

（一般職員の昇給区分及び昇給の号給数）

第35条 略

2 前条第2項から第8項までの規定は、一般職員の昇給区分及び昇給の号給数について準用する。

（研修、表彰等による昇給）

第37条 職員（勤務成績が良好でない職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、職員給与条例第6条第5項及び市町村立学校職員給与条例第5条第5項の規定による昇給をさせることができる。

(1)～(3) 略

別表第7の4 一般職員昇給号給数表（第35条関係）

第34条 略

2 略

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において、「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（前項第5号に該当する及び次号に掲げる特定職員を除く。） C

(2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 D

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がC又はDとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（S及びAの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5～9 略

（一般職員の昇給区分及び昇給の号給数）

第35条 略

2 前条第2項から第8項までの規定（第3項及び第4項の規定を除く。）は、一般職員の昇給区分及び昇給の号給数について準用する。この場合において、同条第5項及び第8項中「S又はA」とあるのは、「S」と読み替えるものとする。

3 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員の号給数については、各昇給区分に応じた昇給号給数から1号給以上減じた昇給号給数とする。

（研修、表彰等による昇給）

第37条 職員（勤務成績が良好でない職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、職員給与条例第6条第5項及び市町村立学校職員給与条例第5条第5項の規定による昇給をさせることができる。

(1)～(3) 略

(4) 離島その他のへき地に所在する公署に勤務するに至った場合 離島その他のへき地に所在する公署に勤務するに至った日から同日の属する月の翌月の初日までの日（離島その他のへき地に所在する公署に勤務するに至った日が月の初日であるときは、その日）

別表第7の4 一般職員昇給号給数表（第35条関係）

昇給区分	S	A	B	C	D	昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	6以上	<u>5</u>	4	<u>2</u>	0	昇給の号給数	6以上	<u>4</u>	4	<u>4</u>	0
	2以上	<u>1</u>	0	0	0		2以上	<u>0</u>	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は下段の号給数が適用される職員以外の職員に、下段は、職員給与条例第6条第7項の適用を受ける職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員給与条例の適用を受ける職員（県立の学校に所属する職員を除く。）のうち、平成13年4月1日から令和6年3月31日までの間に、特勤手当等の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第15号）別表に規定する公署（以下「特勤公署」という。）で、附則別表第1に定める級別区分に対応する特勤公署（以下「離島公署」という。）に異動し、この規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第37条第4号に該当するものとして職員給与条例第6条第5項の規定により昇給した職員で、令和6年4月1日以降も引き続き当該離島公署に勤務する職員については、当該離島公署以外の地域へ異動した場合に、その地域に異動した日から同日の属する月の翌月の初日までの日（その地域に異動した日が月の初日であるときは、その日）に、附則別表第2の異動前の地域区分欄に掲げる区分に応じ、同表の調整号給数欄に掲げる号給数を調整する。ただし、自己の都合により、3年を超えて当該離島公署で勤務することとなる職員及び教育庁の職員については、令和8年4月1日（その時点で当該離島公署での勤務が3年に満たない職員については、令和9年4月1日）の昇給において、附則別表第3の現に勤務する地域区分欄に掲げる区分に応じ、同表の調整号給数欄に掲げる号給数を調整するものとする。

附則別表第1

区分	ア	イ	ウ	エ	オ
特勤公署の級別区分	6級	5級	4級	3級	2級

附則別表第2

異動前の地域区分	調整号給数
附則別表第1のア欄に掲げる地域	－6号給
” イ欄 ”	－5号給
” ウ欄 ”	－4号給
” エ欄 ”	－3号給
” オ欄 ”	－3号給

附則別表第3

現に勤務する地域区分	調整号給数
附則別表第1のア欄に掲げる地域	－6号給
” イ欄 ”	－5号給
” ウ欄 ”	－4号給
” エ欄 ”	－3号給
” オ欄 ”	－3号給

職員の給料等の支給に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第2号

職員の給料等の支給に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前				
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）				
組織		職		区分				
略				略				
警察	略			警察	略			
	警察学校	校長			警察学校	校長		3種
		副校長				副校長		
略				略				

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前							
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）							
ア 行政職給料表級別職務表						ア 行政職給料表級別職務表							
職務の級	区分	職名等			機関名	部局区分	職務の級	区分	職名等			機関名	部局区分
略						略							
4級	1	略			警察本部	警察	4級	1	略			警察本部	警察
		略							略				
		次席、所（隊）長補佐、 <u>情報公開センター長</u> 、音楽隊長、航空隊長							次席、所（隊）長補佐、 <u>音楽隊長</u> 、航空隊長、 <u>少年サポートセンター長</u> 、 <u>情報公開センター長</u>				
		略							略				
略						略							
5級	1	略			警察本部	警察	5級	1	略			警察本部	警察
		略							略				
		次席、所（隊）長補佐、 <u>情報公開センター長</u> 、音楽隊長、航空隊長							次席、所（隊）長補佐、 <u>音楽隊長</u> 、航空隊長、 <u>少年サポートセンター長</u> 、 <u>情報公開センター長</u>				
		略							略				
略						略							
6級	略	5	科学捜査研究所長、 <u>情報公開センター長</u> 、音楽隊長、航空隊長			警察本部	警察	6級	略	5	科学捜査研究所長、 <u>音楽隊長</u> 、航空隊長、 <u>少年サポートセンター長</u> 、 <u>情報公開センター長</u>		
			略								略		
			略								略		
略						略							

備考 略

イ 公安職給料表級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略				
4級	1	取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、所（隊）長補佐	警察本部	警察
		略		
略				
5級	1	略		
	2	取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、所（隊）長補佐	警察本部	警察
		略		
略				
6級	1	略		
	2	取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、所（隊）長補佐	警察本部	警察
		略		
4	略			
7級	1	略	警察本部	警察
		副校長	警察学校	
	略			
3		公安委員会補佐室長、広報室長、犯罪被害者支援室長、監査室長、企画室長、人材育成室長、施設管理室長、電算企画開発室長、健康管理室長、犯罪抑止対策室長、少年対策室長、許可業務指導室長、地域企画指導室長、捜査支援室長、取調べ指導室長、検視官室長、特殊詐欺捜査室長、行政・企業対象暴力対策室長、交通企画指導室長、交通捜査室長、運転免許試験場長、安全運転学校長、警	警察本部	警察
		略		

備考 略

イ 公安職給料表級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略				
4級	1	取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、少年サポートセンター長、鉄道警察隊長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、所（隊）長補佐	警察本部	警察
		略		
略				
5級	1	略		
	2	取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、少年サポートセンター長、鉄道警察隊長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、所（隊）長補佐	警察本部	警察
		略		
略				
6級	1	略		
	2	取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、少年サポートセンター長、鉄道警察隊長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、所（隊）長補佐	警察本部	警察
		略		
4	略			
7級	1	略	警察本部	警察
		略		
	略			
3		公安委員会補佐室長、広報室長、犯罪被害者支援室長、監査室長、企画室長、人材育成室長、施設管理室長、電算企画開発室長、健康管理室長、犯罪抑止対策室長、許可業務指導室長、地域企画指導室長、捜査支援室長、取調べ指導室長、検視官室長、特殊詐欺捜査室長、行政・企業対象暴力対策室長、交通企画指導室長、交通捜査室長、安全運転学校長、危機管理対策室長、警	警察本部	警察
		略		

		衛警護室長、危機管理対策室長、 <u>国民文化祭準備室長</u> 、国際テロ対策室長、取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、副隊長				衛連絡室長、国際テロ対策室長、取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、 <u>少年サポートセンター長</u> 、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、副隊長		
		教授	警察学校			副校長、教授	警察学校	
	5	地域交通官、 <u>刑事生活安全官</u> 、警備官	警察署		5	地域交通官、 <u>刑事官</u> 、警備官	警察署	
8級	2	略	警察本部		8級	略	警察本部	
		副校長	警察学校					
略				略				
備考 略				備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）
団体の名称	団体の名称
略	略
<u>一般社団法人九州観光機構</u>	<u>一般社団法人九州観光推進機構</u>
一般社団法人地方税電子化協議会	一般社団法人地方税電子化協議会
一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター	一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター
<u>一般財団法人地域創造</u>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（「一般社団法人九州観光推進機構」の名称変更の部分に限る。）については、令和4年6月30日から適用する。

人事委員会公告

審査請求事案の却下決定に係る公示送付（公告）

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第24号。以下「規則」という。）第57条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年3月24日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

下記請求人に係る審査請求について、当委員会では当該請求人の死亡を確認したが、請求人の相続人等から当委員会に対し、死亡の日の翌日から起算して6月以内に規則第9条第1項の規定に基づく承継の申出がされな

かった。

よって、規則第13条第1項第3号に該当するため、令和5年3月15日付けで、審査を打ち切り、却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないため、ここに公示する。

なお、決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

高木 輝彦、久保 策見、森田 正夫、林田 健吾、中間 勝、丸田 光頭、宅島 房子、橋口 信一、山本 泰通、園田 由紀子、沖 晴雄、貞松 和子、山縣 和子、城臺 巖、田中 量子、廣瀬 テルヨ、藤川 吉康、伊藤 榮、荒木 昭蔵、古藤 直広、宮地 昭、幸田 みどり、野中 信行、岩本 洋子、浦田 昭義、森 秀譽、坂下 和男、山田 豊、五島 隆義、柴田 泰賢、山田 ユミコ、川原 政子、庄司 明德、町野 萩子、坂本 正信、田代 キスエ、向井 フミ、近藤 豊壽、伊丹 伸匡、千代延 参議、福松 久江、藤崎 芳憲、道下 敦、藤嶋 純子、池内 順一郎、山口 利子

審査請求事案の却下決定にかかる公示送付（公告）

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第24号）第57条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年3月24日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

下記の者に関する不利益処分に係る審査請求について、当委員会は、令和5年3月15日付けで、不利益処分についての審査請求に関する規則第13条第1項第4号の規定により、審査請求人の所在不明のため審査を打ち切り、審査請求を却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないため、ここに公示する。

なお、決定書は、当委員会に保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

原 隆史

正 誤

令和5年2月10日付長崎県公報第11191号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
164	19	西彼杵郡時津町日並郷字眉山2814番1地先から	官公有無番地先（西彼杵郡時津町日並郷字大シゲ2839番3）から
164	19	10.9～107.0	37.0～107.0
164	20	539.6	479.2
164	32	西彼杵郡時津町左底郷字琉球川1359番1地先から	西彼杵郡時津町左底郷字狩底1240番1地先から
164	32	12.3～101.2	27.0～101.2
164	32	904.8	184.9
164	33	12.3～83.4	27.0～83.4
164	33	904.8	184.9
165	3	西彼杵郡時津町日並郷字眉山2814番1地先から	官公有無番地先（西彼杵郡時津町日並郷字大シゲ2839番3）から

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト